

県、国を提訴

辺野古埋め立て

承認取り消し復活求め

米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設に伴う新基地建設をめぐり、翁長雄志知事の辺野古埋め立て承認取り消しを一時的に無効化するため国土交通相が行った執行停止決定は違法だとして、県は同決定の取り消しを求める抗告訴訟を25日午後、那覇地裁に提起した。判決までの間、暫定的に執行停止決定の効力を止める措置も申し立てた。

国が埋め立て承認取り消しの撤回を翁長知事に求めた代執行訴訟が2日に始まっており、県の提訴で辺野古移設に関する二つの裁判が同時進行する異例の事態に発展した。

第三者機関の国地方係争処理委員会は24日の第3回会合で、国交相の執行停止決定は違法だとして県が申し出ていた不服審査を却下した。県は係争処理委の決定についても、内容を精査し対応を検討する。

県は、暫定的に執行停止決定の効力を止める申し立てについて、1〜2カ月で裁判所が判断するとみており、承認取り消しの適法性を争う代執行訴訟の係争中も進められている埋め立て関連工事を止めたい考えだ。

県弁護士団の竹下勇夫弁護士らが25日午後2時すぎ、那覇地裁に抗告訴訟の訴状を提出した。

翁長知事が25日午後5時から県庁で記者会見し、提訴を発表する。翁長知事は同日朝、出張中の東京都内で「しっかり沖縄県の立場を報告したい」と述べた。

国交相の執行停止決定をめぐる辺野古周辺住民も24日、決定の取り消しを求め那覇地裁に提訴した。

訴状を提出するため那覇地裁に入る竹下勇夫弁護士(右)ら。25日午後2時8分、那覇地裁

